

# 青少年サークル・青少年グループの施設利用ルール

## 1 施設の利用申請ができる期間の範囲

毎月1日（休館日の場合は翌開館日）から、2ヵ月先あるいは3ヵ月先の施設利用申請ができます。※1

【例】4月1日から利用申請できる期間の範囲

	4月30日 (当月)	5月31日 (1ヵ月先)	6月30日 (2ヵ月先)	7月31日 (3ヶ月先)
青少年サークル	○	○	○	○
青少年グループ	○	○	○	×
一般団体	○	○	×	×

※1. 利用内容が登録届の内容と異なる場合は一般団体に準じます。

## 2 利用可能な活動内容

皆さんに気持ちよく利用していただくため、施設の特性に合わせて活動の内容を制限しています。

下表以外の活動をする場合は事務所へお問い合わせください。

	軽運動室	音楽室	和室	交流室	会議室	談話室
音楽（電気・吹奏楽系）	×	○	×	×	×	×
音楽（アコースティック）	×	○	×	×	○※2	×
邦楽（太鼓は不可）	×	○	×	×	○	×
ダンス・舞踏	○	×	×	×	○	×
空手・拳法	○	×	×	×	○	×
演劇	○	○	×	×	○	×
茶華道	×	×	○	×	華道	華道
ボード・カードゲーム	×	×	○	×	○	○
工作・クラフト	×	×	○	×	○	○
会議・打合せ	×	×	○	○	○	○
料理・和洋菓子	×	×	×	×	×	×

※2. 会議室での音楽活動は、他の部屋の利用に支障のない音量で使用する場合に限ります。

## 3 利用不可能な活動内容

次の場合は青少年サークル・グループとして利用することができません。

- (1) 会員名簿に記載が無いメンバーが利用する場合
- (2) 利用申請をした団体と異なる団体または個人が利用する場合
- (3) 利用内容が登録届の内容と異なる場合
- (4) 商品の販売や教室など営利目的と判断される場合

## 4 利用上の注意

- (1) 机、イスなどの備品を廊下へ出して活動することは安全管理上できません。
- (2) 青少年センターおよび産業文化センターのルールを守って活動してください。
- (3) 利用者同士、来館される全ての方が気持ちよく使えるようにマナーを守って活動してください。